

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和 4 年 10 月 4 日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

令和 4 年 10 月 4 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立稲生高等学校の施設及び敷地（以下「当該学校施設等」という。）を、外部団体である「三重県高等学校体育連盟」（以下「県高体連」という。）が事務局及び駐車場として常時使用することを平成 23 年度から現在に至るまで許可してきた。また、県立稲生高等学校の教職員に係る人件費を県高体連のために支出してきた。
- (2) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、三重県教育財産規則（昭和 42 年三重県教育委員会規則第 8 号。以下「教育規則」という。）で定められている目的外使用（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する使用をいう。以下同じ。）に係る手続を適法に踏まず、許可権限を有していない県立稲生高等学校長（以下「当該学校長」という。）の判断により、県高体連に対して、当該学校施設等の使用を長年にわたり承認し、使用料を徴収してこなかった。当該学校施設等を事務局として使用するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を行った上で、使用料を徴収すべきである。
- (3) 県高体連は、事務局として使用している県立稲生高等学校内の一室の賃貸料金の支払を行っていない（なお、水道光熱費や通信費といった諸経費の支払も行っていない。）。

また、県高体連事務局職員の中には教職員以外の者もいる。このような県高体連事務局職員が県立稲生高等学校敷地を駐車場として長期的に使用しても、その駐車料金の支払は行われていない。これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用であり、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、施設使用料・水道光熱費・通信費・駐車料金等の合計を月額 12 万円と仮定すると、合計で年間 144 万円の損害を県に与えたことになる。

- (4) 県高体連の理事長は、県立稲生高等学校の教職員でもあるが、他の教職員と異なり、校務分掌の配置がなく、担当授業時数は、週当たり 4 時間と、他の教職員の 4 分の 1 程度に留まっている。このように、本来、教職員としての業務を行うために県費から支出されている人件費が外部団体である県高体連に利用されている。理事長の給与・賞与の合計を年間 700 万円と仮定すると、年間 525 万円の損害を県に与えたことになる。県高体連で発生する人件費は、県高体連が負担すべきものであり、教職員が給与を得て県高体連の業務を行うことは不適切である。
- (5) 上記のように、三重県教育委員会教育長及び当該学校長の県高体連への利益供与により、年間数百万円にも上るとみられる損害を県に与えてしまっている。これは県費の不正な使用であり、是正が図られるべきである。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 10 月 14 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本県請求については、以下の点を監査対象事項とした

- (1) 県高体連が当該学校施設等を使用する場合に、県高体連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるか否か。
- (2) 県高体連の業務を行っている県高体連の理事長でもある教職員（以下「当該教職員」という。）に対して給与が支払われていることは、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 10 月 19 日、請求人及び監査対象部局宛てに陳述の機会を 11 月 8 日に設けた旨通知した。

令和 4 年 10 月 24 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 4 年 10 月 27 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 県高体連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 県高体連事務局について

(ア) 目的

県高体連は、三重県高等学校体育連盟規約（令和4年4月改定）第3条に「高等学校等生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図る事」を目的とすると規定されている。

(イ) 業務内容

県高体連の主な業務内容は、高等学校教育の一環として実施される高等学校等東海・ブロック体育大会及び高等学校等全国体育大会（以下「対象大会」という。）に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払及び公式大会の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国・ブロック体育大会派遣費補助事業により補助金が交付されており、対象大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、対象大会に出場する生徒を引率する教職員等の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、県内高等学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っている。

(ウ) 事務局の体制

三重県高等学校体育連盟規約第2条において、事務局を理事長の在籍校に置くことと規定されており、理事長が県立稲生高等学校の教職員であることから、事務局は、県立稲生高等学校に置かれている。

事務局の業務については、理事長兼事務局長1名、常勤職員1名、非常勤職員3名により、県立稲生高等学校の1室を使用している。

(エ) 光熱水費等の負担について

県高体連事務局に設置している外線電話及びFAXに係る通信費については、県高体連が負担している。

一方、電気料、水道料、冷暖房費及びインターネットに係る通信費については、当該学校長は、県高体連事務局から徴収していない。

イ 学校教育活動のために学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについて

県高体連に学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 部活動は、学校教育活動の一環とされており、県内高等学校の運動部の充実を図

る活動をしている県高体連業務において学校の施設及び敷地を使用する場合、行政財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

(イ) 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、学校の施設及び敷地の使用を認めている。

(ウ) 県高体連に学校の施設及び敷地を使用させる場合には、光熱水費等の徴収をしていない。その理由については、県高体連が当該学校施設等を使用することは、行政財産の目的外使用には当たらず、行政財産の目的外使用許可を要するものではないため、当該学校長が光熱水費等を徴収する必要はないとしている。

ウ 関係法令等について

(ア) 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

(イ) 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

(ウ) 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県立稲生高等学校の教諭であり、保健体育の授業を週当たり 4 時間担当している。

また、当該教職員は、県高体連の理事長でもあるため、県高体連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務も行っている。

イ 県高体連の理事長である教職員の業務の取扱いについて

県高体連の理事長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下のとおりであった。

- (ア) 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、理事長である教職員は、県高体連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。
- (イ) 理事長である教職員が行う県高体連業務は、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内高等学校の運動部活動の充実のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。
- (ウ) 理事長である教職員が行う県高体連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

ウ 関係法令等について

(ア) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

(イ) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記（ア）のとおり特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

(ウ) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

2 判断

(1) 県高体連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 請求人は、県高体連が当該学校施設等は無償で使用していることは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料及び光熱水費等を徴収すべきであると主張する。

イ 上記1の(1)のア(イ)のとおり、県高体連は、対象大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払を行うとともに、県内高等学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っており、上記1の(1)のウ(ウ)からは、学校教育活動のため業務を行っていると認められる。

ウ 上記イのとおり、県高体連が当該学校施設等を使用することについては、学校教育活動に係る教育財産の使用であり、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

エ また、請求人は、使用料以外に光熱水費等についても県高体連が応分の負担をすべき旨、主張していると解されるが、上記ウのとおり県高体連が当該学校施設等を使用することは行政財産の目的外使用には該当しないと認められることから、上記1の(1)のイ(ウ)において、光熱水費等を徴収する根拠はないとしていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ 以上のことから、県高体連が当該学校施設等を使用していることについて、使用許可等の手続を取らず、当該学校長が県高体連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるとまでは認められない。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 請求人は、当該教職員が県高体連の業務を行うことは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記1の(2)のアのとおり、当該教職員は、県高体連業務を行っているが、当該業務は、上記(1)のイのとおり、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂行と認められる場合があることは、上記1の(2)のウ(ウ)の通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県高体連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

エ 以上のことから、当該学校長が、通常の勤務として県高体連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ したがって、当該教職員に公務の遂行として県高体連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(3) 結語

以上のとおり、本件請求は、いずれも理由がないから、前記第1 監査の結論のとおり決定する。

第5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、外部団体である県高体連が特段の明示的な手続を行うことなく、当該学校施設等を恒常的に使用していたことや、当該教職員が、恒常的に職務として外部団体である県高体連の業務を行っていたことによるものである。

そのため、県教育委員会は、今後、下記のとおり取り組むなど、統一的な運用が図られるよう努められたい。

(1) 外部団体が、教育財産を恒常的に使用する場合には、それが行政財産の目的外使用に

該当しない場合であっても、学校長が文書で承認手続を行うなど、教育財産を適切に管理できるよう、明確な基準や手続を定めること。

- (2) 教職員が、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務を行うことが、直接公務の遂行と認められる場合であっても、それが恒常的なものであるときは、学校長が文書で承認手続を行うなど、教職員の服務管理を適切に行えるよう、明確な基準や手続を定めること。